

介護サービス事業者としての指定を受けようとする皆様へ

愛媛県生活保護担当よりお知らせです。

- 平成 26 年 7 月 1 日より生活保護法が改正され、この日以降に介護保険法による指定を受けた事業者は、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項に規定する、いわゆる「みなし指定」により、同法による介護機関の指定を受けたものとみなされるようになっております。
 - したがって、平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法による指定を受けた場合は、生活保護法による指定を受けるための申請の手続きは不要です。
 - ただし、平成 26 年 7 月 1 日より前に介護保険法の指定を受けた場合は、この規定が適用されませんので、生活保護法による指定が未指定で新たに指定を希望される場合、申請の手続きが必要となります（指定は松山市に事業所がある場合は松山市長が、それ以外の市町に事業所がある場合は愛媛県知事が行います）。
- ※ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）においては、従来より、同法同項による「みなし指定」の規定が適用されています。
- なお、生活保護法によるみなし指定を希望されない場合は、その旨を記した申出書（生活保護法における介護機関の指定についての申出書）を愛媛県保健福祉課まで提出してください。
 - その他、不明な点につきましては下記連絡先に御連絡いただくか、最寄りの福祉事務所までお問い合わせください。



よろしくお願ひします。

連絡先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局

保健福祉課 生活保護係

TEL : 089-912-2385

FAX : 089-921-8004